

令和4年9月12日招集

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和4年9月12日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	伊賀 忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第47号	専決処分の承認について	原案承認
	専決第6号	若桜町環境審議会設置条例の一部改正について	
2	議案第48号	令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
3	議案第49号	令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
4	議案第50号	令和3年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
5	議案第51号	令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
6	議案第52号	令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
7	議案第53号	令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
8	議案第54号	令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
9	議案第55号	令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
10	議案第56号	令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
11	議案第57号	令和3年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
12	議案第58号	令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
13	議案第59号	令和4年度若桜町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
14	議案第60号	令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

15	議案第61号	令和4年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
16	議案第62号	令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	原案可決
17	議案第63号	令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
18	議案第64号	令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予 算(第1号)	原案可決
19	議案第65号	令和4年度若桜町索道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
20	議案第66号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
21	議案第67号	若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の一部 改正について	原案可決
22	議案第68号	若桜町教育委員会教育長の任命について	原案同意
23	議員提出議案 第7号	安倍元首相の国葬中止を求める決議	原案否決

令和4年第4回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和4年9月12日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総務課長	山口由企夫	税 務 課 長	前田 弥生
	企画政策課長	谷本 剛	地域整備課長	竹本 英樹
	会計管理者	谷口 国彦	町 民 課 長	下石 裕美
	経済産業課長	中島 毅彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	若桜町監査委員	谷口 秀昭		

会議の顛末
(本会議 9月12日)

議長（山根政彦）

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、令和4年第4回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において川上守議員、中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの18日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月29日までの18日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、議員派遣報告を行います。

令和4年6月定例会において議決し、派遣を決定いたしました議員派遣について、報告書が提出されています。

議員報告第17号 令和4年度鳥取県町村議会広報研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等につい

て報告します。

8月29日までに受理した請願等は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりで、会議規則第92条第1項の規定により、陳情第16号、陳情第17号は、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しました。

続いて、町長からの行政報告事項は、報告第4号 令和3年度若桜町財政健全化判断比率等の報告についてで、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第4

議案第47号 専決処分の承認について、専決第6号 若桜町環境審議会設置条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

弁天さんの大祭も終わりました。9月に入って朝晩、だいぶしのぎやすくなりました。稲刈りが始まり、これから本格的に収穫の秋を迎えます。今年の夏も連日暑い日が続き、天候不順の時期はありましたけれども、大きな災害もなく農作物の生育は比較的順調であったのではないかと思います。豊作を祈るものです。

さて、本日ここに、令和4年第4回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和4年度一般会計補正予算及び諸議案の審議をいただきますことに感謝を申し上げます。

コロナの状況でございますが、7月から8月にかけてオミクロンの変異株BA.5が全国で猛威を振るい、県内でも連日1,000人を超える感染者が報告されるなど、病床逼迫も懸念される状況になりました。

町内でも8月以降、子どもや高齢者を中心に連日、感染が確認されましたが、9月に入りまして感染者は減少してきております。こうした中、政府は陽性者の把握を重症化リス

クのある人に限定し、全数把握を見直すとともに、1日当たりの入国者数の上限を2万人から5万人に引き上げるなど、水際対策を緩和し、また、療養期間を短縮するなど行動規制を緩和する方針を打ち出しました。

重症化リスクのある人を守ることに重点をおきながら、並行して感染防止と経済の両立を図る方向にかじを切ったものです。コロナ対策も曲がり角を迎えており、今後ますます社会全体にコロナとの共存ということが定着していくものと思われまます。引き続き町民の皆さんには、感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。

また、ワクチン接種につきましては、オミクロン株対応ワクチンが、本日、薬事承認され、今月下旬には町に送られてくる見込みであります。来月上旬から町内の医療機関で接種ができるよう、準備を進めてまいります。

今回は60歳以上で4回目未接種の方、また12歳以上60歳未満の方などが対象となりますが、従来ワクチンの小児接種も含めまして、接種を勧奨してまいります。

食料品やエネルギー分野をはじめとする価格高騰が、依然として消費者の生活や事業者の経営に大きな影響を与えております。先週開かれた政府の「物流・賃金・生活総合対策本部」の会合では、物価高対策として、住民税非課税世帯への5万円の給付金の支給、ガソリン補助金の年末までの延長、輸入小麦の政府売渡価格の据え置き、家畜農家の負担する飼料コスト水準の現状維持、地方自治体の対策に充てる地方創生臨時交付金に6,000億円の枠の創設等に予備費を充てる方針を決定しました。

町としても、町民や事業者の声に耳を傾け、国や県の動向を注視しながら、必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第47号 専決処分の承認について、で

ございませうが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本会議に報告し、ご承認をお願いするものでございませう。

議案第47号 専決第6号の若桜町環境審議会設置条例の一部改正について、でございますが、これは、令和4年7月1日付の機構改革に伴う課名変更に伴い、所要の改正を行うものでございませう。

以上ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めませう。

日程第6

議案第48号 令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和3年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和3年度若桜町住宅新

築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第48号 令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額42億1,701万4,933円、歳出総額39億7,038万2,758円で、歳入歳出差引額2億4,663万2,175円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億2,417万3,886円となりました。

主な施策の成果について、各費目別にその概要を申し上げます。

議会費では、常任委員会及び各特別委員会で所管事項の調査研究がされております。

総務費では、地方創生事業で、若桜鉄道ブランドの浸透に向けた取組や集客に向けた地方創生を推進し、また、因幡・但馬麒麟のまち圏域自治体と連携して、観光関連事業を実施しております。若桜鉄道対策事業では、施設の維持管理を行い、輸送の安全確保に努めるとともに、観光列車ツアー誘客に努めました。

バス運行事業では、吉川地区と若桜駅周辺を結ぶ地域コミュニティタクシー「わあすか」が試験運行から有償運行へ移行し、新たに高野・上高野地区で公共交通を補完する地域支え合いタクシー「てご」が試験運行を開始しました。また、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持と地域経済の活性化に寄与する人材の確保・活躍を推進し、地域の活性化につなげることを目的に、若桜町特定地域づくり事業協同組合が設立され、地域の担い手の確保や若者等の移住や定住につながることを期待しております。

次に、民生費では、高齢者福祉、障がい者

福祉、子育て支援、生活困窮者自立支援、生活保護など、地域で安心して暮らすための各種福祉事業を実施しております。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯、低所得の子育て世帯及びひとり親世帯へ給付金を支給しました。

衛生費では、健康増進や維持のための体力づくり事業、インフルエンザ予防や肺炎予防などの予防接種事業、また、妊婦健診や乳幼児健診などの母子健診事業、肝臓がん検診をはじめとする各種がん検診や健康相談などを実施し、生活習慣病の予防や早期発見に取り組みました。このほか、新型コロナウイルスワクチンの個別及び集団接種のための体制整備に取り組み、新型コロナウイルスによる重症化や感染を予防することに努めました。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支払事業の実施により、農地の保全に努めてまいりました。

また、がんばる地域プラン事業では、担い手の確保、米生産の維持に向けた町内生産者の有利販売の促進、エゴマを使った特産品開発やブランド化など、農業の振興を図りました。

有害鳥獣対策では、猟友会と連携してシカやイノシシの積極的な捕獲を実施し、農作物被害の軽減やわかさ29工房の適正な運営に努めました。

林業では、林業団体の育成や若桜町産材の需要拡大をはじめ、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、民有林・町有林の保育事業の推進と林道、作業道の開設を推進し、素材生産の増加を図ってまいりました。

引き続き森林整備の推進により、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、多様で健全な森林を次世代に引き継いでいく必要があると考えております。

商工費では、本町の商工業の発展のため、若桜町商工会への運営費補助や創業・開業促

進支援等を行うとともに、住宅改修事業、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した地域内消費の活性化を図るための「若桜まるごとキャンペーン事業」、さらには売上げが減少している中小企業等に対して事業の継続を支援するなど、中小企業の振興と住民の地域内消費を推進いたしました。

観光事業でも新型コロナウイルスの影響は大きく、多くの各種イベントは中止となりましたが、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用した「GoGoバーベキュー事業」の実施、また、Eバイク、グラススキーや子どもの遊び場を設けてグリーンシーズンの集客促進を展開しました。

土木費では、安全な交通基盤を確保するため、町道の維持管理、橋梁補修、消雪施設の改良や水路改修などを行いました。また、住宅管理費では、町営住宅の修繕、公園費では子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、遊具の塗装工事や点検を行っています。

消防費では、消防団、自警団への活動支援をはじめ、消防防災専門員を配置して各集落に出向き、防災への危機意識の醸成に努めるなど、安心・安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための環境整備などを行いました。

避難所につきましては、非常食や消毒用品などの消耗品、防寒対策用にジェットヒーターと発電機を整備しました。また、防災行政無線（移動系）をデジタル化に変更するための工事を発注し、本年度末に完成する予定であります。

教育費では、学園体育館のトイレ改修やさくらホール移動観覧席ホイル交換工事を行いましたし、ICTを効果的に活用した事業を行うため、教職員に対して支援するICT教育プランナー業務を委託しております。

また、子育て家庭への支援として、入学祝金や進級祝金の贈呈、通学費助成、学園給食費の助成などを行い、保護者の負担軽減を行

っています。

社会教育費では、PTA活動や青少年育成若桜町民会議への活動支援、放課後児童クラブなど、学校・家庭・地域が連携をして児童・生徒の健全育成を図っています。

公民館費では、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した事業もありましたが、感染対策を講じて文化サークルや各イベントを開催して、生涯学習の機会を提供しました。

人権同和教育では、新型コロナウイルスの影響により部落開放研究集会や小地域学習会は中止となりましたが、人権問題公開講座の開催、各研修会等に参加して人権意識の高揚を図りました。

文化財保護では、若桜宿内が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、その町並みに即した修理修景事業を行う所有者に対する支援や、懸垂幕、看板やパンフレットを作成して普及啓発に努めました。また、「続編若桜町誌」の編さんを進めるため、編さん室に職員を配置し、資料収集と原稿の執筆を行っております。

保健体育費では、スポーツの振興を通して健康で明るいまちづくりを推進するため、各種スポーツ団体への支援、温水プールを活用した健康増進・体力づくりなどに努めましたし、第1町民体育館のトイレ改修工事を行いました。

災害復旧費では、令和3年7月豪雨災害により被災した、農地や農道、水路などの農業用施設、林道の復旧事業を行っております。

公債費では地方債の償還を行っております。

以上、令和3年度に執行した施策の概要を申し上げましたが、歳入では、国の補正予算により地方交付税が増額交付され、新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫補助金は減少となり、対前年3億1,373万円余りの減少、歳出では、物件費、扶助費、公債費は増加したものの、昨年実施した特別定額給付金事業などコロナ対策に係る補助費等、また、

投資的経費が大きく減少したことから、対前年2億4,813万円余りの減少となりました。

令和3年度の本町の財政健全化判断比率は、いずれの数値も国の示す基準以下となりました。実質公債費比率は18%以上で適正化計画を策定することになります。3年間の平均値で7.2%と前年対比0.4%上昇しております。これは、過去に実施した事業分の起債元金償還が始まったことにより、前年と比較して公債費が増加したためであると分析しております。

引き続き、これらの判断比率を注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第49号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額4億5,737万6,107円、歳出総額4億3,647万8,821円で、歳入歳出差引額2,087万7,286円となりました。

歳入では、県支出金及び諸収入で、対前年809万円余り増額となりましたが、他の科目では全て減額となり、総額55万円余りの増額となっております。

なお、現年度分の保険税の収納率は98.57%で、前年を0.25ポイント下回りましたが、県内では高い収納率を維持しております。歳出では、総務費及び保険給付費を除く全ての科目で減額となっており、対前年100万円余りの減額となっております。

続きまして、議案第50号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額6億5,781万6,099円、歳出総額6億715万1,172円で、歳入歳出差引額5,066万4,927円となりました。

歳入は、対前年534万円余りの減額となりましたが、これは、介護給付費等の減額に伴う国及び県支出金の減額及び一般会計繰入

金の減額が主な要因です。

また、歳出につきましては、対前年1,804万円余りの減額となりましたが、これは、前年度分実績による介護給付費をはじめ、返還金以外の科目全てで減額となったことが主な要因となっております。

次に、議案第51号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額5,631万1,362円、歳出総額5,630万4,462円で、歳入歳出差引額6,900円となりました。

この会計は、被保険者の方に納めていただいた保険料を、鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計であります。

歳入においては、保険料と一般会計繰入金为主要な財源で、このほかに繰越金、諸収入で構成しており、歳出において、総務費、広域連合納付金、諸支出金を支出しております。

次に、議案第53号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳出とも1億954万7,961円となりました。

主な事業は、若桜・赤松地区の簡易水道の統合に伴う測量設計業務及び新配水池取付道路法面改良工事、水道施設修繕、漏水調査などで安全で、安定した飲料水の供給に努めています。

次に、議案第53号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳出ともに1億7,052万1,717円となりました。

事業の概要といたしましては、若桜及び菴米浄化センターの維持管理、管渠の統合検討や施設改築などの計画を策定したほか、地方債の償還となっております。

次に、議案第54号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳

出ともに6,187万257円となりました。

事業の概要といたしましては、吉川及び池田中央地区浄化センターの維持管理のほか、地方債の償還を行っております。

次に、議案第55号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額55万6,800円、歳出総額55万5,198円で歳入歳出差引額1,602円となりました。事業の概要といたしましては、一般会計への繰入金と地方債の償還です。

次に、議案第56号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳出ともに289万4,800円となりました。

事業の概要は、財産区造成林地において森林の公益的機能の維持を図るため、森林整備センターと分取造林契約を締結した森林の整備を実施いたしました。

次に、議案第57号 令和3年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入総額5,144万5,249円、歳出総額4,053万5,536円で歳入歳出差引額1,090万9,713円となりました。

事業の概要といたしましては、スキー場の管理運営を円滑に行うため、リフトの改修工事、圧雪車の修繕及びスノーモービルの購入などを行いました。

次に、議案第58号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は、歳入歳出ともに59万2,940円となりました。

この会計では、滞納となっている貸付金のうち49万円余りを回収しております。なお、貸付金の滞納額が8,594万円余りあることから、滞納者本人をはじめ、連帯保証人に対しても督促を行い、引き続き貸付金の回収に取り組んでまいります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山根政彦）

本案の審議に先立ち、監査委員の審査意見報告を求めます。

代表監査委員、谷口秀昭さん。

代表監査委員（谷口秀昭）

失礼します。令和3年度若桜町歳入歳出決算基金運用状況について、梶原監査委員と行った審査意見を報告します。

1. 審査の対象、(1) 歳入支出決算、ア 一般会計、令和3年度若桜町一般会計歳入歳出決算、イ 特別会計、①令和3年度若桜町国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算ほか②から⑩番まで特別会計歳入歳出決算書です。

(2) 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。

(3) 基金運用状況、

2. 審査の方法、(1) 決算審査に当たっては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、地方自治法第233条第1項の規定により調製されているか否かを確認、関係証拠書類等により計数の正確性を確認するとともに、関係当局の説明を求め、併せて例月出納検査、定期監査等の結果を勘案し、予算の執行が的確に行われたかどうかについて慎重に審査した。

○重点項目及び着眼点、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているかを重点項目とし次の項目を着眼点とした。

ア 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。イ 調定の時期及び手続きは適正か。ウ 収入方法、収入時期は適切か。エ 収入未済額及び不納欠損額は適正か。オ 滞納整理につい

て努力が払われているか。カ 事務事業の進捗状況は妥当か。キ 予算額に対して多額の不用額を生じているものはないか。ク 予備費の充用、予算流用の理由及び額は適正か。ケ 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か、また、検査、検収は確実に行われているか。コ 補助金、交付金、負担金等の支出の必要性、有効性、支払時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。サ 繰越明許、事故繰越等の理由、金額及び手続きは適正か。シ 用地購入費及び用地の賃貸借料は妥当な額か。ス 固定資産台帳を活用し、資産の適切な管理は行われているか。セ 前年度において指摘した事項について必要な措置が取られたか。

(2) 基金の運用状況審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

○重点項目及び着眼点、ア 基金の設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。イ 違法、不当な運用はないか。ウ 収支の計算是正確か。なお、各会計の決算概要は別紙のとおりである。

3. 審査の期間、令和4年7月27日、28日、29日、8月3日、4日、5日、9日、10日、17日、18日、19日の11日間。

4. 審査結果の報告、各会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と、歳入歳出整理簿等関係諸帳簿・証書類を照合した結果、全ての重要な点において適正に表示されているものと認めた。

また、会計における残高は、預入金融機関の預貯金残高等と符合しており適正であると認めた。なお、基金における残高は、預入金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。

5. 指摘事項、例月出納検査も踏まえ指摘事項はなし。

6. 留意・検討を要する事項、事務事業の執行に当たり、留意・検討を要する事項は次のとおりである。

1 財政運営の指標について、財政関係指標等の数値は次のとおりである。

経常収支比率は84.2%で前年度88.2%から4.0ポイント改善している。これは経常経費の中で維持補修費が1,766万円と公債費が6,102万円増加したが、経常収入のほうで、地域デジタル社会推進費の創設及び令和3年度に限り臨時経済対策費が臨時項目として追加されたことにより、普通交付税が2億630万円増加と臨時財政対策債1,594万円増加したことが主な要因である。

今後とも、限られた財源の有効活用に努め、経常経費の抑制や既存事業の見直しを図るなど、これまで以上に簡素で効率的な行財政運営を意識され、指標となる70%代に向けた改善努力を望む。

2 財産に関する調書について、備品の現物確認は備品台帳における廃棄漏れや登録漏れを発見、是正する意味でも必須である。備品台帳と現物のチェックを確実に行われたい。

3 施設の老朽化対策と財産(土地・建物)の活用について、令和3年3月に若桜町公共施設個別施設計画が策定されたが、その計画に基づき施設の適正管理に努めていただきたい。同時に、維持管理経費及び利用状況を勘案し、施設の統廃合等を含めた利活用の方策を検討願いたい。

4 各種税と使用料等について、①町税ほか各種保険料等について、町民税、固定資産税、軽自動車税種別割、たばこ税における現年度分の収納率は全て99.4%以上で、滞納繰越分を含めても96.3%となっており、これらは対前年で0.4ポイント減少しているが、町民税については現年分及び滞納繰越分を含めても99.4%で県内でもト

ップクラスであり評価できる。

国民健康保険税現年度分の収納率は98.6%、滞納繰越分は21.3%、合計で93.4%、対前年0.2ポイント減少、介護保険料現年度分の収納率は100.0%、滞納繰越分は18.5%、合計で99.8%、対前年0.2ポイント減少、後期高齢者医療保険料現年度分の収納率は100.0%、滞納繰越分はなし、合計で100.0%、対前年変わらず。

また、不納欠損については、町民税において3万1千円、固定資産税において4万9千円、国民健康保険税において7万2千円、介護保険料において10万6千円をそれぞれ実施された。引き続き滞納処分の強化を図り、滞納額の減少と徴収率の向上に向けて努力されたい。

②各種使用料と住宅新築資金等貸付金について、現年分の徴収率は農業集落排水使用料の100.0%と改良住宅使用料の100.7%を除き、それぞれ町営住宅使用料は96.1%へ対前年比2.3ポイント上昇、簡易水道使用量は99.6%で対前年比0.1ポイント上昇、公共下水道使用料は99.4%で対前年比0.1ポイント減少している。

また、不納欠損については町営住宅使用料において34万5千円、土地建物貸付収入において83万1千円、簡易水道使用料において352万9千円、下水道使用料において9万9千円をそれぞれ実施された。引き続き新たな滞納者を出さないという強い姿勢での、効率的で積極的な未収金回収対策の取組が必要である。

また、住宅新築資金等貸付金の滞納額は8,494万5千円で徴収率は0.6%である。債務者別の回収計画に沿った取組と滞納額の減少に向けた取組を引き続き実施されたい。

5 不納欠損について、介護保険事業会計雑入595万7,771円について不納欠損とした。不納欠損を必要と認める理由は

滞納者が破産し、配当が終了したことで破産手続きが令和3年3月22日終了したためである。

若桜町、八頭町、鳥取市、智頭町が債権者であり、多額の不納欠損が発生した。これは滞納者である介護事業者の不正によるもので、今後、係る事案を防ぐ方策について東部1市4町で勉強会等実施していただきたい。

6 地籍調査事業の推進について、当町の地籍調査は、令和3年度末で調査対象面積145.16平方キロメートルのうち、調査済みとなっているのは5.10平方キロメートルである。進捗率は3.5%にとどまり県内市町村で最下位となっている。

今後進捗率の向上を図るため、平野部と山林部を並行調査するために必要な人員体制と、委託対応できる部分を検討中とのこと。人口減少や高齢化が進んでおり、立会がさらに困難になるため、早急に対応願いたい。

7 若桜鉄道対策事業について、若桜鉄道対策費として鉄道施設保守及び管理委託料を負担し続けている中で、近年は観光列車3台の整備、八東駅行き違い施設の整備や駅舎改修などを行ってきた。そのような中、12系客車に対し客車保守管理業務委託料として、毎年度40万4千円が支出され、令和3年度には287万7千円をかけて車両屋根補修が行われた。今後は計画的な維持管理に努め、車両活用を検討していただきたい。

8 ふるさと納税事業について、令和3年度の寄付額は2,310万円で前年比96%にとどまった。この要因は、人気返礼品の価格高騰やANAなどのポータルサイト利用の伸び悩みによると思われる。他ポータルサイトなどを参考にして返礼品の表示方法などを改善し、より多くの人に若桜町ふるさと納税をPRしていただきたい。

9 地域情報通信基盤施設について、現在使用しているIP告知端末は整備してから約10年が経過し、耐用年数経過や製造中止等により継続して使用していくか、次期端末導入について現在検討中とのこと。住民の安全確保に支障が生じることがないように、次期端末には多額の予算措置が必要であり、さらに便利な機能を付帯した端末及び通信回線を含めて検討願いたい。

10 基金の運用について、令和3年度末の基金残高は25億907万円あり、金融機関への定期預金、普通預金で運用されている。現状の低金利運用では好適な運用とは言い難く、一部の余裕資金について若桜町公金の管理及び運用に関する要綱に基づき、国債等リスクの少ない安全な債券運用を検討されたい。

11 内部統制制度への早期取組について、指定都市以外の市町村は努力義務とされているが、業務上のリスクや手順を可視化し、不正等の危険を予防統制する狙いがあるだけではなく、業務の効率化や経費の削減を図ることができるかどうか検証する狙いも含んでいる。

令和4年7月29日、若桜町行政事務効率化検討委員会を設置し、業務の効率的かつ効果的な遂行について今後検討されることですが、住民への行政サービスの充実を図る上で、ミスをなくし適切かつ効率的な事務処理ができる体制をぜひとも願いたい。

(7) まとめ、令和3年度一般会計の決算額は歳入42億1,701万円、歳出39億7,038万円、差引残額2億4,663万円で、繰越財源を控除した実質収支は2億2,417万円の黒字決算となっている。

また、特別会計10会計の実質収支額では、国民健康保険事業が2,088万円の黒字決算、介護保険事業が5,066万円の黒字決算、後期高齢者医療が約1万円の黒字決算、索道

事業が1,090万円の黒字決算、その他の6事業の実質収支額は0円となっている。

財政運営の実質公債比率3か年平均は7.2%であり、0.4%上昇している。令和3年度の単年度では8.3%と1.8%上昇しており、これは過去に実施した事業分の起債残金償還が始まったことで元利償還金が前年より6,385万円増えた結果である。

今後、地方債残高の増加による元利償還金が増加する一方、人口減少が進むことにより基準財政需要額算定で交付税が減少することが予想され、大型事業が増加すると、この比率も一気に上昇する恐れがある。併せて老朽化しているインフラの更新は必要に迫られており、基金の裏付けがあるにしても財政的には余裕があるとは言い難い。

また、将来負担比率は18.3%から△7.5%と25.8%減少した。地方債現在高は前年の40億6,804万円から41億9,612万円と2年連続増加しているが、財政調整基金など充当可能財源が増加したことにより改善された。

一般会計の歳出執行割合が85.1%で、翌年度繰越額が3億3,031万円計上されている。事業を実施するに当たり、不測の事態があり、繰越せざるを得ない案件と思われるが、今後、予算計上について十分検討願いたい。

決算審査で各課等より提出された資料の課題については今後、早急に検討され、合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう期待している。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいまの審査意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

審査意見報告に対する質疑を終結します。

続いて、先ほど町長から提案理由の説明が

ありました、議案第48号から第58号までの議案に対して、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第48号から議案第58号までの議案については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第5条第1項の規定により、本会議終了後、決算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

議事の都合により暫時休憩します。

(谷口監査委員 退場)

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6

議案第59号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第59号 令和4年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,990万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億4,430万3千円とするものでございます。

また、第2条の地方債の変更は、第2表「地

方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業負担金を932万1千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,537万2千円を増額いたしました。

県支出金では、新たな地域交通体系構築支援補助金を100万円追加、スマート農業社会実装加速化総合支援事業補助金を618万8千円追加、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金を250万円増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,501万円を増額いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を7,830万6千円減額し、その他の補正と合わせまして総額7,830万4千円減額いたしました。繰越金では、前年度繰越金として1億2,556万2千円を追加いたしました。諸収入では、雑入として、建物災害共済金など96万4千円追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費では、退職手当組合負担金を716万4千円、池田地区活性化事業に係る補助金を190万円、高齢者等のタクシー利用助成に200万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,533万8千円を追加いたしました。

民生費では、生活困窮者自立支援事業や障がい福祉事業、生活保護総務費など複数の事業にわたり、前年度実績に基づく補助金等の返還金を計上するとともに、敬老会中止による敬老事業360万3千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額967万5千円を追加いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン対策事業に1,348万8千円、塵芥処理対策事業に81万4千円、簡易水道特別会計への繰出金1,098万1千円を追加するなど、そ

他の補正と合わせまして、総額2,668万円を追加いたしました。

農林水産業費では、がんばる農家プラン事業等農業機械購入への支援として1,42万5千円、若桜材需要拡大推進事業に250万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,733万8千円を追加いたしました。

商工費では、観光事業費に65万円を追加しております。

土木費では、消雪施設整備費用として道路維持費に2,133万4千円、公共下水道事業への繰入金109万1千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額2,779万9千円を追加いたしました。

消防費では、災害対策事業に95万8千円を追加するなど、その他の補正と合わせて120万8千円追加しております。

教育費では、国史跡若桜鬼ヶ城跡付近の樹木伐採費用として、文化財保護事業に227万7千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額366万7千円を追加いたしました。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業に43万7千円を追加しております。

なお、予備費において、新型コロナウイルス対策事業への財源更正として288万8千円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第60号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和4年度若桜町介護保険事業特別

会計補正予算（第1号）、議案第62号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第63号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和4年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第60号 令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,977万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,121万2千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計から繰入金8万8千円、前年度繰越金に2,087万6千円をそれぞれ追加したことに伴い、財源不足を補うために繰り入れることとしていた財政調整基金繰入金を118万7千円減額するとともに、歳出においては、基金積立金として1,499万8千円を追加し、その他一般会計からの繰入金で財源更正をしております。

続きまして、議案第61号 令和4年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,186万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,384万5千円とするものでございます。歳入につきましては、地域支援事業に係る国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金合わせて7千円、前年度繰越金に5,035万6千円をそれぞれ追加したことに伴い、財源不足を補うために繰り入れることとしていた財政調整基金繰入金を1,849万9千円減額しています。

次に歳出につきましては、保険給付費で介

護サービスの事業変更に伴い予算の組替えを行っておりますし、諸支出金では、令和3年度の実績に伴う返還金として3,161万7千円を追加しております。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため23万8千円増額しております。

続きまして議案第62号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,098万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,949万8千円とするものでございます。

歳入では、他会計繰入金に1,098万1千円を追加し、歳出では、総務費でスマート検針システムの料金記載型への改良等に係る費用155万円、簡易水道施設費では簡易水道統合事業に係る変更認可設計及び三倉緩速ろ過池屋根修繕費と合わせて943万1千円を追加しております。

続きまして、議案第63号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ112万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,359万円とするものでございます。また、第2表の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

歳入では、国庫支出金を内示額に則して156万6千円減額し、その減額した財源について下水道債及び過疎対策事業債を充てております。また、一般会計繰入金を109万1千円追加しております。歳出では、下水道総務費を4万7千円、マンホールポンプ取替費用として下水道管理費を107万8千円それぞれ追加しております。また、下水道整備費では、国庫支出金減額による財源更正しております。

続きまして、議案第64号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総

額にそれぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55万8千円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金に、歳出では一般会計繰入金にそれぞれ2千円を追加しております。

続きまして、議案第65号 令和4年度若桜町索道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,356万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,541万1千円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を1,091万円、諸収入で、指定管理納付金を265万1千円追加しております。歳出では、圧雪車修繕料として265万1千円、積立金1,091万円をそれぞれ追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第66号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第66号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、育児介護休業法が改正され、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律に基づき、

所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第67号 若桜町精米施設の設置及び
管理に関する条例の一部改正について、を議
題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第67号 若桜町精米施設の設置及び
管理に関する条例の一部改正について、で
ございますが、これは、町内利用に支障のない
範囲で、町外の乾燥利用を可能とするために
所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時45分 散会